



## 価格高騰対応重点支援給付金 支給します

物価高の影響を特に受けている低所得世帯に対し、いち早く給付を行うため、市長の専決処分により必要な予算を確保しました。

### 支給金額

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯1世帯あたり **10万円** を支給します。

令和5年度住民税非課税世帯若しくは住民税均等割のみ課税世帯に属する18歳以下の子ども1人につき **5万円** を支給します。

### 本給付金について

対象者：令和5年12月1日時点で北本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が均等割のみ課税されている世帯

※ 令和5年1月以降に北本市に転入し、世帯全員の令和5年度住民税が均等割のみ課税されている世帯は申請が必要になります。

申請受付期間：令和6年3月4日から6月30日まで

### 支給スケジュール（予定）

【支給決定通知書による支給対象の方】 ※特に手続きは必要ありません。

発送

2月21日頃

支給

3月14日頃

※ 子ども1人につき5万円の給付金については、令和6年2月から支給が始まる電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金(7万円)支給対象世帯と価格高騰対応重点支援給付金(10万円)の支給対象世帯の支給実績を基に対象世帯を抽出し、3月中旬以降に順次支給します。特に手続きは必要ありません。

### 担当者コメント

価格高騰の影響を受け、厳しい生活を余儀なくされている市民の皆さんに対して、速やかに支給を行い、生活を支えます。